

レンタカー及びマイカーを利用した山行に関する規約

第1条 目的

この規約は新ハイキングクラブ横浜支部が企画する山行にレンタカー及びマイカー（以下車両という）を利用する場合の交通事故防止対策を定め、併せて運行中の経費負担の扱い方を統一することを目的とする。

第2条 運用原則

山行に利用する交通手段は、事故発生率の少ない公共交通機関（貸し切りバス、タクシーを含む）によることを原則とするが公共交通機関の効率化により廃止並びに基地局の一本化等の制約も広がり利用しづらくなっている現実がある。

この事を踏まえ支部山行時のレンタカー&マイカー利用を認める。

支部山行時のレンタカー&マイカー利用の申請は山行計画上期（2～7月）及び下期（8～1月）に行い協議する。（運転者の年齢・運転歴・自家用車使用の場合は保険内容等審査）委員及び山行係が申請内容を検討し、認可されたものがレンタカー及びマイカーの使用を許可する。

第3条 経費負担の原則

運行に必要な経費については、参加者の平等な負担を原則とするが、自家用車の損耗に対する補償については行わない。

第4条 車両保険の加入

山行に利用する車両は、十分な対人賠償、対物補償の任意保険に加入していることを必須とする。

第5条 誓約書の提出

本規約が対象とする山行に参加しようとする者は、支部長あてに本規約に同意する旨の誓約書を提出することとし、その様式（注）については別に定める。

第6条 交通事故の防止対策

1. 運転者の心構え 運転者は交通法規を遵守して安全運転を第一に車両を運行する
2. 車両の点検整備：車両は法定点検を受け、十分整備されたものを使用し、出発前にタイヤの空気圧、・オイルの点検・補充などを行う。
3. 搭載用具：車両には三角停止板、発煙筒、修理工具、ブースターケーブルを搭載していること。
4. 複数の車両を使用する場合：走行中のトラブルにより、車両がはぐれた場合の連絡手段は必ず決めておく。
5. 運転者の交代要員：長距離走行など複数の運転者を必要とする場合は車両が加入している自動車保険に限定されている条件の範囲内で交替要員を決めておき、過労運転を防止する。保険効力が及ばない運転者については、あらかじめ運転者個人の責任において短期間契約が可能な自動車保険に加入するなどして、無保険での運転は絶対に行わない。

第7条 交通事故が発生した場合の処置

1. 被害者のある場合は速やかに救護する。
2. 事故の続発を防ぐ処置を取る。
3. 事故の発生状況を警察へ通報し、警察の到着を待つ。
4. 同行車両のある場合は、予め打ち合わせた連絡手段をとる。
5. 事故の状況に応じて、支部の責任者（支部長、山行委員）へ状況を報告する。

第8条 事故の際の責任所在

1. 賠償責任：事故による事後処理や損害賠償の責任は事故時の運転者、車両の保有者が負う。
2. 支部の責任：支部は事故について適切な指示、対応などを行うが一切の責任は負わない。
3. 係の責任：係が運転者でない場合は事故に関する適切な指示、対応などを行うが一切の責任は負わない。

第9条 事故の際の会員による損害請求

1. 会員運転者の過失割合が大きい場合でも、被害を受けた会員は事故車両が加入する自動車保険が補償する範囲以上の請求を運転者に行わない。
2. 他車の過失割合が大きい事故の損害請求は、原則として運転者および車両保有者と加害者との直接交渉によるものとするが、乗車中に被害を受けた会員による相手方への直接交渉は妨げない。

第10条 費用負担

1. レンタカー費用、燃料費および有料道路料金、駐車場料金などの交通手段に関して山行中に第三者に支払うべき費用は参加者の均等割で負担するものとする。自家用車の場合は上記レンタカー費用を除いたものとする。
2. 運転者については新ハイキングクラブの運営趣旨に基づき、ボランティアによる労力の提供として特段の配慮はしないものとする。

（参考） レンタカーの場合は、車両借り出し時に氏名を届け出た運転者のみ保険適用となる。

誓 約 書
新ハイキングクラブ横浜支部

殿

私は、レンタカー及びマイカーを利用した山行に関する規約を確実に理解し、これを完全に承諾した上で下記の山行に参加することを誓います。

対象とする山行： 会員が運転するレンタカー及びマイカーを利用する山行

対象とする期間： 西暦 年 月 日より 日まで

西暦 年 月 日

本人	氏名	印
	住所	
	電話	
家族	氏名	印
	住所	
	電話	